

港湾工事等潜水作業従事者配置要領

(平成19年3月30日国港建第249号)

1. 目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る潜水作業を伴う請負工事における潜水作業に従事する者（以下「潜水土」という。）の適正な配置を定めることにより、安全な潜水作業と的確な施工を確保することを目的とする。

2. 定義

1)この要領において「港湾潜水技士」とは、社団法人日本潜水協会の行う港湾潜水技士認定試験に合格した潜水土を総称し、「一級港湾潜水技士」、「二級港湾潜水技士」「三級港湾潜水技士」とは、それぞれ一級、二級及び三級港湾潜水技士認定試験の認定者をいう。

2)この要領において「無級者」とは、前項の港湾潜水技士以外の潜水土をいう。

3. 港湾潜水技士及び無級者の潜水作業

1)港湾潜水技士は、潜水作業に単独で従事できる。

2)無級者は、一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士の指揮のもとでなければ潜水作業に従事することができない。ただし、作業経歴書を監督職員に提出し、三級港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者にあつては、この限りではな

4. 潜水作業指揮者及び潜水作業管理者の配置と業務

請負者は、別表に示す作業区分毎に次の基準により潜水作業指揮者（以下「指揮者」という。）及び潜水作業管理者（以下「管理者」という。）を配置するものとする。
 ② 2名以上の者が共同で潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士又は二級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、二級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、共同で行う単位ごとに指揮者として1名を配置するものとする。

2) 指揮者は、次の業務を行うものとする。

イ. 作業方法の決定、潜水土等の配置及び潜水作業の指揮

ロ. 潜水土等に対する指導又は監督

ハ. 異常時等における措置

ニ. 他の作業関係者との連絡（管理者を配置しない場

合）

ホ. 合図者の指名

ヘ. 合図の統一

3) 3名以上の者が潜水作業を行なう場合には、当該作業に従事する一級港湾潜水技士（作業経歴書を監督職員に提出し、一級港湾潜水技士と同等以上の能力を有するものとして承諾を得た者を含む）の中から、管理者として1名を配置するものとする。

4) 管理者は、次の業務を行なうものとする。

イ. 潜水作業全般の統括業務と管理

ロ. 指揮者及び潜水土等に対する指導

ハ. 潜水作業全般の安全管理

ニ. 他の作業関係者との連絡・調整

5) 指揮者数、有資格者数については、本要領による他、作業内容等に応じ適切に配置するものとする。

5. 実施体制の表示

請負者は、別表に示す作業区分毎にそれぞれ潜水士の氏名及び指揮者、管理者の配置状況を施工計画書に記載するものとする。

これに変更が生じたときは、すみやかに書面により監督職員にその旨を届け出るものとする。

6. 資格証書等の携行

請負者は、潜水士に対し、その者が港湾潜水技士であること又は港湾潜水技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

(別 表)

作業区分	
1. 構造物基礎	6. 水中鉋打
2. 構造物設置据付	7. 水中探査
3. 水中コンクリート	8. 水中調査測量
4. 水中掘削	9. その他 (前記に属さない作業)
5. 水中溶接溶断	

注) 上記作業区分において、この要領に定める資格以外の資格を必要とする場合にあっては、当該資格を有していなければならない。

港湾工事等海上起重作業船団長配置要領

1．目的

この要領は、港湾及び港湾海岸に係る海上起重作業を伴う請負工事において、海上起重作業船団を指揮・監督等する者（以下「船団長」という。）に適正な技術者を配置することにより、海上起重作業の安全と円滑な施工を確保することを目的とする。

2．船団長の業務

船団長は、次の業務を行うものをいう。

- 1）作業船団の作業方法の検討
- 2）海上起重作業の指揮、監督
- 3）作業船団に係る施工管理、安全管理に対する指揮、監督
- 4）作業船団内の作業従事者に対する指導又は監督
- 5）現場代理人等との連絡調整
- 6）他の作業関係者との連絡調整

3．海上起重作業管理技士の配置

請負者は、別表に示す海上起重作業船団の船団長には、社団法人日本海上起重技術協会の行う「海上起重作業管理技士」認定試験に合格した者（以下「管理技士」という。）を配置するものとする。

なお、船団長に管理技士を配置できない場合は、当該船団の本船船長としての乗船経歴を監督職員に提出し、これと同等以上の能力を有する者として承諾を得るものとする。

4．実施体制の表示

請負者は、別表に示す海上起重作業船団毎に、船団長に配置する者の氏名を施工計画書に記載するものとする。

5．資格証書等の携行

請負者は、海上起重作業船団に配置した船団長に対し、その者が管理技士であること又は管理技士と同等以上の能力を有する者として承諾を得た者であることを証する書面を常に携行させるものとする。

(別表)

海上起重作業船団

船団名	船団構成	本船	付属船				
			引船	揚土船	土運船	台船	ガット船
1.起重機船団		起重機船またはクレーン付台船					
2.グラブしゅんせつ船団		グラブ船					
3.杭打船団		杭打船					
4.サンドコンパクション船団		サンドコンパクション船					
5.サントドレーン船団		サントドレーン船					
6.深層混合処理船団		深層混合処理船					
7.ケーソン製作作業船団		ケーソン製作作業船					
8.コンクリートミキサ船団		コンクリートミキサ船					
9.バックホウ及びディッパ-しゅんせつ船団		バックホウ及びディッパ-船					
10.揚土船団		揚土船					

海上工事における関係法令一覧

分類	法令名
航行安全に関する法令	海上衝突予防法 (昭和52.6.1法律第62号)
	同 施行規則 (昭和52.7.1運輸省令第19号)
	海上交通安全法 (昭和47.7.3法律第115号)
	同 施行令 (昭和48.1.26政令第5号)
	同 施行規則 (昭和48.3.27運輸省令第9号)
	港則法 (昭和23.7.15法律第174号)
	同 施行令 (昭和40.6.22政令第219号)
	同 施行規則 (昭和23.10.9運輸省令第29号)
	水路業務法 (昭和25.4.17法律第102号)
	同 施行令 (平成13.12.28政令第433号)
	同 施行規則 (昭和25.7.26運輸省令第55号)
	航路標識法 (昭和24.5.24法律第99号)
	同 施行規則 (昭和24.6.25運輸省令第30号)
	水難救護法 (明治32.3.29法律第95号)
	同 施行令 (昭和28.8.31政令第237号)
	同 施行規則 (明治32.7.29逓信省令第35号)
	海難審判法 (昭和22.11.19法律第135号)
	同 施行令 (昭和23.3.6政令第54号)
	同 施行規則 (昭和23.4.2運輸省令第8号)
	船舶法 (明治32.3.8法律第46号)
同 施行細則 (明治32.6.12逓信省令第24号)	
内航海運業法 (昭和27.5.27法律第151号)	
同 施行規則 (昭和27.7.2運輸省令第42号)	
港湾等整備に関する法令	港湾法 (昭和25.5.31法律第218号)
	同 施行令 (昭和26.1.19政令第4号)
	同 施行規則 (昭和26.11.22運輸省第98号)
	港湾の施設の技術上の基準を定める省令 (昭和49.7.16運輸省令第30号)
	漁港法 (昭和25.5.2法律第137号)
	同 施行令 (昭和25.7.28政令第239号)
	同 施行規則 (昭和26.7.17農林省令第47号)
	海岸法 (昭和31.5.12法律第101号)
	同 施行令 (昭和31.11.7政令第332号)
	同 施行規則 (昭和31.11.10農林、運輸、建設省令第1号)
公有水面埋立法 (大正10.4.9法律第57号)	
同 施行令 (大正11.4.8勅令第194号)	
同 施行規則 (昭和49.3.18運輸、建設省令第1号)	
海洋汚染防止等に関する法令	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (昭和45.12.25法律第136号)
	同 施行令 (昭和46.6.22政令第201号)
	同 施行規則 (昭和46.6.23運輸省令第38号)
	船舶の通常の活動に伴い生ずる汚水であって海洋において処分することができるものの水質の基準を定める省令 (昭和47.8.5運輸省令第50号)
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45.12.25法律第137号)
	同 施行令 (昭和46.9.23政令第300号)
	同 施行規則 (昭和46.9.23厚生省令第35号)
	再生資源の利用の促進に関する法律 (平成3.4.26法律第48号)

海上工事における関係法令一覧

分類	法令名
	事業付属寄宿舎規程 (昭和22.10.31労働省令第7号)
	建設業付属寄宿舎規程 (昭和42.9.29労働省令第27号)
	建設労務者の雇用の改善等に関する法律 (昭和51.5.27法律第33号)
	労働安全衛生法 (昭和47.6.8法律第57号)
	同 施行令 (昭和47.8.19政令第318号)
	労働安全衛生規則 (昭和47.9.30労働省令第32号)
	有機溶剤中毒予防規則 (昭和47.9.30労働省令第36号)
	ボイラ及び压力容器安全規則 (昭和47.9.30労働省令第33号)
	クレーン等安全規則 (昭和47.9.30労働省令第34号)
	コンテナ安全規則 (昭和47.9.30労働省令第35号)
	高気圧作業安全衛生規則 (昭和47.9.30労働省令第40号)
	酸素欠乏症等防止規則 (昭和47.9.30労働省令第42号)
	労働者災害補償保険法 (昭和22.4.7法律第50号)
	同 施行令 (昭和52.3.23政令第33号)
	同 施行規則 (昭和30.9.1労働省令第22号)
	職業安定法 (昭和22.11.30法律第141号)
	同 施行令 (昭和28.8.31政令第242号)
	同 施行規則 (昭和22.12.29労働省令第12号)
	雇用保険法 (昭和49.12.28法律第116号)
	同 施行令 (昭和50.3.10政令第25号)
	同 施行規則 (昭和50.3.10労働省令第3号)
	労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (昭和44.12.9法律第84号)
	同 施行令 (昭和47.3.31政令第46号)
	同 施行規則 (昭和47.3.31労働省令第8号)
	健康保険法 (大正11.4.22法律第70号)
	同 施行令 (大正15.6.30勅令第243号)
	同 施行規則 (大正15.7.1内令第36号)
	厚生年金保険法 (昭和29.5.19法律第115号)
	同 施行令 (昭和29.5.24政令第110号)
	同 施行規則 (昭和29.7.1厚生省令第37号)
	最低賃金法 (昭和34.4.15法律第137号)
	同 施行規則 (昭和34.7.10労働省令第16号)
	賃金の支払の確保等に関する法律 (昭和51.5.27法律第34号)
	同 施行令 (昭和51.6.28政令第169号)
	同 施行規則 (昭和51.6.28労働省令第26号)
	職業能力開発促進法 (昭和44.7.18法律第64号)
	同 施行令 (昭和44.9.30政令第258号)
	同 施行規則 (昭和44.10.1労働省令第24号)
	所得税法 (昭和40.3.31法律第33号)
	同 施行令 (昭和40.3.31政令第96号)
	同 施行規則 (昭和40.3.31大蔵省令第11号)
	建設業退職金共済制度 (昭和39.6.18政令第188号)
	悪臭防止法 (昭和46.6.1法律第91号)
	同 施行令 (昭和47.5.30政令第207号)
	同 施行規則 (昭和47.5.30政令第39号)

工事等に関する許可申請、届出手続の手引き

(1) 港湾区域内で、工事等を施工する場合

書類の名称	港湾工事等許可申請書
根拠法令	港湾法37-1項、同令13,14 秋田県港湾区域内及び港湾隣接地域内における行為の規制等に関する条例
適用海域	港湾区域内、又は港湾隣接地域内（港湾隣接地域内とは、港湾区域に隣接する地域であって港湾管理者が指定する区域）
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき 港湾区域内の水域（上空100mまでの区域及び水底下60mまでの区域を含む以下同じ）又は公共空地の占有 港湾区域内の水域又は公共空地における土砂の採取 水域施設、外かく施設、けい留施設、運河、用水きよ又は排水きよの建設又は改良 （　の占有を伴うものは除く） 前各号に掲げるものを除き、港湾の開発、利用又は保全に著しく支障を与えるおそれのある次の行為 イ．港湾管理者が指定する護岸、堤防、岸壁、さん橋又は物揚場の水際線から20m以内の地域においてする構築物の建設又は改築 ロ．港湾管理者が指定する廃物の投棄
提出者	工事等施工者
提出先	港湾管理者
他の法令との関係	公有水面埋立法第2条第1項の規定による免許を受けた場合は、本件許可は不要である。

(2) 港域内又は境界付近で工事等を施工する場合

書類の名称	作業等許可申請書
根拠法令	港則法31-1項、37の3 同則16、19
適用海域	特定港内又は特定港の境界付近（特定港以外の適用港にも準用）
手続を必要とするとき	工事又は作業を行うとき
提出者	工事又は作業の実施責任者
提出先	所轄海上保安部（特定港にあっては所轄港長あて、特定港以外の港にあっては所轄海上保安部長あて）
申請の内容	氏名及び住所 工事又は作業の目的及び種類 工事又は作業の期間及び時間 工事又は作業の区域又は場所 工事又は作業の方法 その他（標識、警戒要領その他船舶に対する事故防止措置等）
提出期限	実施する1ヶ月前

(3) 港湾区域及び第56条第1項の規定により公示されている水域を除く水域で
工事等を施工する場合

書類の名称	工事等届出書
根拠法令	港湾法56-3、同令20、同則29、30
適用海域	港湾区域及び港湾法第56条第1項以外の水域
手続を必要とするとき	水域施設、外郭施設又は係留施設（危険物積載船、旅客船又は自動車航送船を係留するための係留施設、スポーツ又はレクリエーションの用に供するヨット、モーターボートその他の船舶を係留するための係留施設、総トン数500トン以上の船舶の係留施設）を建設し又は改良する場合
提出者	工事等施工者
提出先	都道府県知事（当該届出にかかわる水域施設等の所在する地先水面が2以上の都道府県にまたがる時はそれぞれに提出）
記載事項	1) 事項 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 種類規模及び構造 船舶許容能力、係留能力 工事の開始及び完了の予定期日 使用及び管理の計画 2) 添付書類 工事設計書 位置及び付近の状況を表示した縮尺1/10,000以上の図面 水域の範囲及び水深を表示した縮尺1/1,000以上の平面図 規模及び構造を表示した縮尺1/1,000以上の平面図、立面図、断面図及び構造図 (種類、規模等により一部を省略することができる) その他参考書類

(4) 漁港内で工事等を施工する場合

書類の名称	工事等許可申請書
根拠法令	漁港漁場整備法39
適用海域	漁港の区域内の水域又は公共空地
手続を必要とするとき	次の工事等を施工しようとするとき 工作物の建設若しくは改良 (水面又は土地の占用を伴うものを除く) 土砂の採取、土地の掘削若しくは盛土 汚水の放流若しくは汚物の放棄 水面若しくは土地の一部の占用 (公有水面の埋立てによる場合を除く)
提出者	工事等施工者
提出先	漁港管理者

(5) 漁港内で工事等を施工する場合(県管理漁港)

書類の名称	漁港施設占用許可申請書(県管理漁港)
根拠法令	秋田県漁港管理条例第11、同施行規則9
適用海域	県が管理する漁港施設(水域施設を除く)
手続を必要とするとき	県が管理する漁港施設を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、改築し、増築し、若しくは除去しようとするとき
提出者	工事等施工者
提出先	秋田県知事

(6) 海岸保全区域で工事等を施工する場合

書類の名称	海岸保全区域占用許可申請書	海岸保全区域工事等許可申請書
根拠法令	海岸法7、同則3	海岸法8、同令3、同則4
適用海域	(陸地においては満潮時の水際線から、水面においては干潮時の水際線から、それぞれ50mをこえない範囲)	同左
手続を必要とするとき	海岸保全施設以外の施設又は工作物を設けて、当該海岸保全区域を占用しようとするとき	次の行為をしようとするとき 土石(砂を含む)を採取すること 水面又は公共海岸の土地以外の土地において、他の施設等を新設し、又は改築すること 土地の掘削、盛土、切土その他政令で定める行為 (木材その他の物件を投棄し又は係留する等の行為で、海岸保全施設等を損壊するおそれがあると認めて海岸管理者が指定するもの)
提出者	占用しようとする者	工事等施工者
提出先	海岸管理者	同左
申請の内容	海岸保全区域の占用の目的 海岸保全区域の占用の期間 海岸保全区域の占用の場所 施設又は工作物の構造 工事実施の方法 工事実施の期間	土石採取の場合 イ．採取の目的 ロ．採取の期間 ハ．採取の場所 ニ．採取の方法 ホ．採取量 施設又は工作物の新設、改築の場合 イ．新設又は、改築する目的 ロ．新設又は、改築する場所 ハ．新設又は、改築する施設又は工作物の構造 ニ．工事実施の方法 ホ．工事実施の期間 土地の掘削、盛土、切土等を行う場合 イ．目的 ロ．内容 ハ．期間 ニ．場所 ホ．方法

(7) 自然公園特別地域内で工事等を施工する場合

書類の名称	自然公園法（条例）特別地域内行為許可申請書
根拠法令	自然公園法13 同規則10 11 秋田県立自然公園条例15 同規則15 15の2 15の3 16 16の2
適用区域	特別地域
手続を必要とするとき	特別地域内で次の行為をしようとするとき 工作物を新築し、改築し、又は増築すること 木竹を伐採すること 鉱物を掘採し、又は土石を採取すること 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること 環境大臣（知事）が指定する湖沼又は湿原及びこれらの周辺1キロメートルの区域内において当該湖沼若しくは湿原又はこれらに流水が流入する水域若しくは水路に汚水又は廃水を排水設備を設けて排水すること 広告物その他これに類する物を提出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること 屋外において土石その他環境大臣（知事）が指定する物を集積し、又は貯蔵すること。 水面を埋め立て、又は干拓すること 土地を開墾しその他土地の形状を変更すること 高山植物その他の植物で環境大臣（知事）が指定するものを採取し、又は損傷すること 山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣（知事）が指定するものを捕獲し、若しくは殺傷し、又は指定動物の卵を採取し、若しくは損傷すること 屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更すること 湿原その他これに類する地域のうち環境大臣（知事）が指定する区域内に当該区域ごとに指定する期間内に立ち入ること 道路、広場、田、畑、牧場及び宅地以外の地域のうち環境大臣（知事）が指定する区域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること 前各号に掲げるもののほか、特別地域における風致の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令（規則）で定めるもの
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事（所管市町村経由） 県立自然公園区域 担当市町村（一部市町村経由で県知事）
申請の内容	申請者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名） 行為の種類 行為の目的 行為の場所 行為地及びその付近の状況 行為の施行方法 着手及び完了の予定日 （添付図面等） 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面

(8) 自然公園特別保護地区内で工事等を施工する場合

書類の名称	自然公園法特別保護地区内行為許可申請書
根拠法令	自然公園法14 同規則10 11
適用区域	特別保護地区(国立、国定のみ)
手続を必要とするとき	特別保護地区内で次の行為をしようとするとき 特別地域内の行為のうち から 、 、 、 に掲げる行為 木竹を損傷すること 木竹を植栽すること 家畜を放牧すること 屋外において物を集積し、又は貯蔵すること 火入れ又はたき火をすること 木竹以外の植物を採取し、若しくは損傷し、又は落葉若しくは落枝を採取すること 動物を捕獲し、若しくは殺傷し、又は動物の卵を採取し、若しくは損傷すること 道路及び広場以外の地域内において車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させること 前各号に掲げるもののほか、特別保護地区内における景観の維持に影響を及ぼすおそれがある行為で政令で定めるもの
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事
申請の内容	申請者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 行為の種類 行為の目的 行為の場所 行為地及びその付近の状況 行為の施行方法 着手及び完了の予定日 (添付図面等) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面

(9) 自然公園普通地域内で工事等を施工する場合

書類の名称	自然公園法(条例)普通地域内行為届出書
根拠法令	自然公園法26 同規則13の16 14 秋田県立自然公園条例17 同規則18 19
適用区域	普通地域
手続を必要とするとき	普通地域内で次の行為をしようとするとき その規模が環境省令で(知事が)定める基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築すること(改築又は増築後において、その規模が環境省令で(知事が)定める基準を超えるものとなる場合における改築又は増築を含む) 特別地域内の河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせること 広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、又は広告その他これに類するものを工作物等に表示すること 水面を埋め立て、又は干拓すること 鉱物を採掘し、又は土石を採取すること(海面内においては、海中公園地区の周辺1キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る) 土地の形状を変更すること 海底の形状を変更すること(海中公園地区の周辺1キロメートルの当該海中公園地区に接続する海面内においてする場合に限る) 国立公園、国定公園のみ
提出者	工事等施工者
提出先	国立公園区域 環境大臣 国定公園区域 都道府県知事(所管市町村経由) 県立自然公園区域 担当市町村(一部県知事)
届出の内容	届出者の住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名) 行為の種類 行為の目的 行為の場所 行為地及びその付近の状況 行為の施行方法 着手及び完了の予定日 (添付図面等) 行為の場所を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の概況図及び天然色写真 行為の施行方法を明らかにした縮尺千分の1以上の平面図、立面図、断面図、構造図及び意匠配色図 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺千分の1以上の図面

(10) 水路測量を実施する場合

書類の名称	水路測量許可申請書
根拠法令	水路業務法6、同細則2、3
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その費用の全部又は一部を国又は地方公共団体が負担し、又は補助する水路測量を実施しようとするとき ただし、次の場合は、本件許可は不要である。 学術的な調査、研究のための水路測量 港湾施設施工のための水路測量 百万分の一未満の縮尺図を調整するための水路測量 前各号の他、高度の正確さを必要としない水路測量
提出者	水路測量の計画者
提出先	管区海上保安本部海洋情報部（第二管区海上保安本部長あて）
申請の内容	申請者の住所、氏名又は名称 水路測量の目的 水路測量の区域 水路測量標の設置の有無 事項 測定又は調査の方法 期間 平成年月日～平成年月日（内 日間） 現地での作業期間（予備費を含む。）のみを記入する。 成果の提出（予定期日、形式） 水路測量を計画する機関の名称、代表者氏名、所在地 水路測量作業を行う機関の名称、代表者氏名、所在地 水路測量班の構成員も併せて記入する。 備考（計画機関の担当者名等連絡する際に必要な事項等） 詳細については実施計画書を添付すること
提出期限	実施する1ヶ月前

(11) 航路標識を設置、管理、変更する場合

書類の名称	航路標識設置(管理) 許可申請書	航路標識現状変更 許可申請書
根拠法令	航路標識法2のただし書 同則1、3	航路標識法5の1 同則7
手続を必要とするとき	海上保安庁以外の者が、その者が行う事業又は事務の用に供するため、その者の費用で航路標識を設置し、又は管理するとき	海上保安庁以外の者が設置した航路標識の管理者が、その航路標識を廃止し、その位置を変更し、その他その現状を変更しようとするとき
提出者	設置及び管理しようとする者	航路標識の管理者
提出先	所轄海上保安部航行援助センター (所轄海上保安部長あて)	同左
申請の内容	1) 設置の場合 理由書 設置位置を海図上に示した図面 航路標識の全体を示した側面図 航路標識の各部の構造についての図面 告示要項書 用品調書 2) 管理の場合 航路標識の名称 管理の理由 管理期間 管理条件 管理方法	1) 位置を変更する場合 設置位置を海図上に示した図面 告示要項書 2) 性質又は構造を変更する場合 航路標識の全体を示した側面図 航路標識の各部の構造についての図面 告示要項書 3) 廃止、休止の場合 [航路標識 廃止(休止)許可申請書] 理由 廃止の期日(休止の期間) 廃止(休止)に伴う措置
提出期限	実施する1ヶ月前	

船舶航行に関する報告手続きの手引き

(1) 海難発生時の通報

名称	海難報告	海難報告
根拠法令	海交法33、同則28、29	港則法25
適用海域	東京湾、伊勢湾、瀬戸内海	港内又は港の境界付近
手続を必要とするとき	海難により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれがあるとき	海難により他の船舶交通を阻害する状態が生じたとき
通報者	当該海難に係る船舶の船長	当該海難に係る船舶の船長
通報先	所轄海上保安部の長	所轄港長又は所轄海上保安部の長
通報事項	海難の概要 標識の設置等その他の船舶交通の危険を防止するために とった措置の概要	同左

(2) 航路標識等事故発生時の通報

名称	航路標識事故発生時の通報
根拠法令	航路標識法7
適用海域	港、湾、海峡、その他国内沿岸水域
手続を必要とするとき	航路標識に事故のある事を発見したとき
通報者	事故発見者
通報先	海上保安庁又は所轄管区海上保安本部若しくはその事務所
通報事項	事故状況

(3) 海難報告

名称	海難報告書
根拠法令	船員法19、同則14
手続を必要とするとき	次の事態が発生したとき 船舶の衝突、乗揚、沈没、滅失、火災、機関の損傷その他の海難が発生したとき 人命又は船舶の救助に従事したとき 航行中、他の船舶の遭難を知ったとき 船内にある者が死亡し、又は行方不明になったとき 予定の航路を変更したとき 船舶が抑留され、又は捕獲されたとき、その他船舶に関し著しい事故があったとき
報告者	船長
報告先	最寄りの地方運輸局等の事務所
報告時期	発生後遅滞なく
報告部数	2部
報告内容	件名(衝突、火災、遭難船舶救助、船員死亡等) 船名 船質 船舶番号 船籍港 総トン数 航行区域又は従業制限及び従業区域 主機の種類、筒数及び出力 船舶所有者住所、氏名又は名称 船長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 機関長 住所、氏名 海技名状 種類、番号 発航港及び到着港 事実発生の日時及び場所 事実のてん末
様式	第4号

名称	海難報告書
注	<p>海難報告書を提出する際、航海日誌を呈示すること 航海日誌を呈示できないときは、その理由を事実の末尾に記載すること 航行中他の船舶の遭難を知ったことの報告の場合には遭難船舶の救助におもむくことができなかつた理由をも記載すること 船舶の海難に関する報告の場合には、旅客船、貨物船、油送船、漁船等の用途を備考として事実の末尾に記載すること 報告書が二葉以上にわたるときは、各葉にわたって契印をすること</p>